平成18年度事後評価結果(平成18年11月)

[研究開発課題名] 多次元ナレッジマネジメントを可能とする高度ペタバイトXMLストレージの研究開発 「委 託 機 関 名] 株式会社 メディアフュージョン

というでは、この点で技術的な優位性は存在するが、国際的にも市場性が高いだけに、競合する企業等も数多く今まと考えられる。このため、パフォーマンス向上に向けた検討を早急に行い、実績ペースでの早期のサービスまれる。 なお、我が国のIT領域における地位向上のためにも、ビジネスに特化するだけでなく学会等通じた啓発活動活動等パブリックリターンを期待したい。 (事業化関係) 現在、製品化されているテラバイト級を超えるペタバイト級のデータベースの販売計画であり、日本のの米国現地法人と3年後の実用化に向けた共同開発の実施と、当該製品のファーストユー情報配信用サーバシステムを納入することを計画しており、事業化に対する確度は高い。また、や医療分野などペタバイト級のデータベースに対するニーズも十分に存在しており、一定の収益納付が期待さて評価がBになった原因に関する分析) 本案件の事後評価結果は、A評価にわずかに足りないB評価と判定された。この原因は、特許や論文等の有効な知的財産の取得が全くないこと、及び学会等を通じた啓発活動や標準化分行われなかったことが大きな要因となっている。	評価	価
というでは、この点で技術的な優位性は存在するが、国際的にも市場性が高いだけに、競合する企業等も数多く含まれる。このため、パフォーマンス向上に向けた検討を早急に行い、実績ベースでの早期のサービスまれる。なお、我が国のIT領域における地位向上のためにも、ビジネスに特化するだけでなく学会等通じた啓発活動活動等パブリックリターンを期待したい。 「事業化関係) 現在、製品化されているテラバイト級を超えるペタバイト級のデータベースの販売計画であり、日本のの米国現地法人と3年後の実用化に向けた共同開発の実施と、当該製品のファーストユー情報配信用サーバシステムを納入することを計画しており、事業化に対する確度は高い。また、や医療分野などペタバイト級のデータベースに対するニーズも十分に存在しており、一定の収益納付が期待さて評価がBになった原因に関する分析) 本案件の事後評価結果は、A評価にわずかに足りないB評価と判定された。この原因は、特許や論文等の有効な知的財産の取得が全くないこと、及び学会等を通じた啓発活動や標準化分行われなかったことが大きな要因となっている。 (1)本研究開発に基づく事業化計画は、特許等を取得していく戦略ではなく研究開発成果を販売用のソフトウ	((技術関係)
選在、製品化されているテラバイト級を超えるペタバイト級のデータベースの販売計画であり、日本のの米国現地法人と3年後の実用化に向けた共同開発の実施と、当該製品のファーストユー情報配信用サーバシステムを納入することを計画しており、事業化に対する確度は高い。また、や医療分野などペタバイト級のデータベースに対するニーズも十分に存在しており、一定の収益納付が期待されている。にでは、本案件の事後評価結果は、A評価にわずかに足りないB評価と判定された。この原因は、特許や論文等の有効な知的財産の取得が全くないこと、及び学会等を通じた啓発活動や標準化分行われなかったことが大きな要因となっている。にのより、「1)本研究開発に基づく事業化計画は、特許等を取得していく戦略ではなく研究開発成果を販売用のソフトウ	たるま	なお、我が国のIT領域における地位向上のためにも、ビジネスに特化するだけでなく学会等通じた啓発活動や標準化
の米国現地法人と3年後の実用化に向けた共同開発の実施と、当該製品のファーストユー情報配信用サーバシステムを納入することを計画しており、事業化に対する確度は高い。また、や医療分野などペタバイト級のデータベースに対するニーズも十分に存在しており、一定の収益納付が期待されている。とでは、特許や論文等の有効な知的財産の取得が全くないこと、及び学会等を通じた啓発活動や標準化分行われなかったことが大きな要因となっている。(1)本研究開発に基づく事業化計画は、特許等を取得していく戦略ではなく研究開発成果を販売用のソフトウ	(]	(事業化関係)
この原因は、特許や論文等の有効な知的財産の取得が全くないこと、及び学会等を通じた啓発活動や標準化分行われなかったことが大きな要因となっている。 (1)本研究開発に基づく事業化計画は、特許等を取得していく戦略ではなく研究開発成果を販売用のソフトウ	Въ	の米国現地法人と3年後の実用化に向けた共同開発の実施と、当該製品のファーストユーザとして情報配信用サーバシステムを納入することを計画しており、事業化に対する確度は高い。また、や医療分野などペタバイト級のデータベースに対するニーズも十分に存在しており、一定の収益納付が期待される。
このような体制をとることが困難であること。	分 ((この原因は、特許や論文等の有効な知的財産の取得が全くないこと、及び学会等を通じた啓発活動や標準化活動が十分行われなかったことが大きな要因となっている。 (1)本研究開発に基づく事業化計画は、特許等を取得していく戦略ではなく研究開発成果を販売用のソフトウエアとして展開していくものであること。 (2)標準化活動等については、非常に多くのスタッフによる長期間の対応が必要であるが、受託者の会社規模ではこのような体制をとることが困難であること。 以上の2点を考慮すると、本案件はA評価にわずかに届かない点数であるが、技術達成度や将来の事業化において、A

(注)総合所見の公表にあたっては、企業秘密等に配慮しています。